

運搬容器の試験確認に係る業務規程

平成4年7月1日危保規程第7号

最終改正 令和3年10月20日危保規程第18号

第2編 容器使用者編

第1 目的

この業務規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（以下「危険物」という。）の運搬に供する容器（以下「運搬容器」という。）のうち、第2に定める運搬容器について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が当該運搬容器を使用し、販売し、又は輸入しようとする者の申請に基づき、その性能に係る試験確認を行う場合の手続き等を定め、もって健全な運搬容器の普及に努めるとともに、当該運搬容器による危険物の運搬時等における安全の確保に寄与することを目的とする。

第2 業務の対象

この業務規程に基づく試験確認業務の対象は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3及び第3の2に掲げる運搬容器（灯油用ポリエチレンかんを除く。以下同じ。）並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。）第68条の3に掲げる運搬容器とする。

第3 用語の意味

この業務規程で用いる用語の意味は、次による。

1 設計仕様

運搬容器の形状、寸法、構造、材質及び板厚（肉厚）をいう。

2 同一型式

設計仕様及び製造者が同一であることをいう。

3 性能試験

告示第68条の5に規定する落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験に関する基準又は第68条の2の2に規定する基準に適合するかどうかを確認するための試験をいう。

4 組合せ容器

1以上の内装容器及びこれを保護する外装容器により構成されている容器をいう。

5 複合容器

外装容器と内容容器により構成されていて、外装容器と内容容器とが一体となっているもので、単一の運搬容器として貯蔵、運搬等が行われるものをいう。

6 外装容器

次に掲げるものをいう。

- (1) 内容器若しくは内装容器を有しない運搬容器
 - (2) 複合容器又は組合せ容器における保護外装（内容器又は内装容器を収納し保護するために必要な吸収材、緩衝材等を含む。）
- 7 内装容器
外装容器に収納される容器であって危険物を直接収納するためのものをいう。
- 8 内容器
運搬容器としての機能を満たすため外装容器を必要とする容器をいう。

第4 試験確認方式

試験確認の方式は、次のいずれかによるものとし、その選択は運搬容器の試験確認を申請する者が行うものとする。

1 立会試験方式

協会がその職員を申請者の指定する場所に派遣し、同一型式の運搬容器ごとに申請者が実施する性能試験に立ち合わせ、別に定める性能試験及び安全性能に関する基準（以下「安全性能基準等」という。）に適合する運搬容器を継続して使用し、販売し、又は輸入することができることを認めた場合に、試験確認された型式の運搬容器に第7に定める表示を付すことを認める方式

2 協会試験方式

協会の保有する性能試験施設等を用いて、同一型式の運搬容器ごとに性能試験を実施し、安全性能基準等に適合する運搬容器を継続して使用し、販売し、又は輸入することができることを認めた場合に、試験確認された型式の運搬容器に第7に定める表示を付すことを認める方式

第5 手続き

試験確認の手続きは、次に掲げるところによる。

1 立会試験方式

- (1) 立合試験方式による試験を受けようとする者は、別記様式第1に示す運搬容器試験確認申請書正副2通に別表に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。

(2) 実地調査、試験確認結果の通知

ア 協会は、申請書類を審査した後、性能試験に係る体制及び設備が整っていると認めるときは、協会の職員を申請者が指定する場所に派遣し、運搬容器の購買管理、保管管理及び性能試験体制・設備等について実地調査させるとともに、同一型式の運搬容器ごとに供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち合わせるものとする。

イ 協会は、前アの性能試験の結果、供試品が安全性能基準等に適合しており、かつ、購買管理体制等が有効に機能し、安全性能基準等に適合する運搬容器を継続して使用し、販売し、又は輸入することができることを認めた場

合は別記様式第2に示す運搬容器試験確認結果通知書に「適合」である旨を記して、その他の場合は同通知書に「不適合」である旨を記して、試験確認の結果を申請者に通知する。

(3) 試験確認不適合の場合の再申請

試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が改めて試験確認を受けようとする場合は、前(1)により再度協会に申請を行うものとする。この場合、前回の試験確認において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

(4) 表示

前(2)イの通知により、安全性能基準等に適合している旨の通知を受けた者は、試験確認を受けた型式の運搬容器に第7、1に定める表示を付すことができる。

(5) ラベルの交付申請等

ア 第7、1(1)に定める表示を付そうとする場合は、別記様式第3に示すラベル交付申請書に表示管理計画書を添えて、協会にラベルの交付申請を行うものとする。

イ 協会は、前アの申請に係る表示管理計画書を審査し、適正にラベルの管理が行われると認められるときは、第6、1(2)に定める手数料(実費)を申請者に請求するものとする。

ウ 前イの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会の請求した手数料を振り込まなければならない。

エ 協会は、手数料の振込が確認されたときは、申請者にラベルを交付するものとする。

(6) 表示の登録申請等

ア 第7、1(2)から(5)までに定める表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第4に示す表示登録申請書に、表示管理計画書、表示の諸元、図案等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請しなければならない。

イ 協会は、前アの登録申請に係る表示が第7、2から5までに定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録するものとする。

ウ 協会は、表示を登録したときは、その旨を別記様式第5に示す表示登録通知書により申請者に通知する。

エ 前ウの通知を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器ごとに、その製造状況を記載した帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

(7) 定期性能調査

ア 試験確認を受けた者が、引続き試験確認を受けた型式の運搬容器を使用

- し、販売し、又は輸入する場合は、当該型式の運搬容器の使用数、販売数又は輸入数が協会が指定する個数以下ごとに（年間使用数、販売数又は輸入数が協会が指定する個数に満たない場合は年1回）運搬容器の性能調査（以下「定期性能調査」という。）を受けなければならない。
- イ 定期性能調査を受けようとする者は、別記様式第6に示す定期性能調査申請書により申請するものとする。
- ウ 協会が定期性能調査を行う場合は、事前に申請者に対し、実施期日その他定期性能調査を実施するにあたり必要な事項を通知するものとする。
- エ 定期性能調査は、協会がその職員を申請者が指定する場所に派遣して、性能試験に係る体制及び設備並びに試験確認された型式の運搬容器の出荷状況等について実地調査させるとともに、同一型式の運搬容器ごとに供試品を指定させ、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち合わせるにより行うものとする。
- オ 協会は、別記様式第7に示す定期性能調査結果通知書により定期性能調査の結果を申請者に通知する。

(8) 再定期性能調査

- ア 定期性能調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、前(7)イにより、改めて定期性能調査の申請を行うことができるものとする。
- この場合、前回の定期性能調査の不適合の原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。
- イ 協会は、前アの申請があったときは、申請書類を審査のうえ、前(7)ウ及びエに準じて、改めて定期性能調査を行う。
- ウ 協会は、別記様式第7に示す定期性能調査結果通知書により再定期性能調査の結果を申請者に通知する。

(9) 性能試験設備等の変更届、変更調査

- ア 試験確認を受けた者が、協会の実地調査で確認された性能試験に係る設備又は方法を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第8に示す変更届により当該変更の内容を協会に届出なければならない。
- イ 変更届をした者は、変更届に係る変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認めた場合を除き、協会の確認を受けなければならない。
- ウ 協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き、当該変更に係る場所に協会の職員を派遣し、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を行わせるものとする。
- エ 協会は、変更調査を行う場合は、第6、1(1)に定める手数料を届出者に対し請求する。
- オ 前イの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に請求額を振り込まなければならない。

カ 前ウの変更調査は、変更後の性能試験に係る設備又は方法等を確認するとともに、届出者が実施する性能試験に立ち会うこと等により、性能試験を適正に実施できるかどうかの確認を行うものとする。

キ 協会は、別記様式第9に示す変更調査結果通知書により変更調査の結果を届出者に通知するものとする。

(10) 製造設備等の変更届、変更調査

ア 試験確認を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器の製造者がその製造工程若しくは製造方法又は検査設備若しくは検査方法を変更したことを知ったときは、別記様式第8に示す変更届により当該変更の内容を遅滞なく協会に届出なければならない。

イ 変更届をした者は、協会が軽微な変更と認めた場合を除き、協会の確認を受けなければならない。

ウ 協会は、軽微な変更と認められる場合を除き、届出者が指定する場所に協会の職員を派遣し、変更調査を行わせるものとする。

エ 協会は、変更調査を行う場合は、第6、1(1)に定める手数料を届出者に対し請求する。

オ 前エの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に請求額を振り込まなければならない。

カ 前ウの変更調査は、当該変更後に製造された運搬容器の設計仕様を確認するとともに、供試品を指定し、当該供試品について届出者が実施する性能試験に立ち会うこと等により、変更後に製造された運搬容器が既に試験確認されている型式の運搬容器と同等の評価をすることができるかどうかの確認を行うものとする。

キ 協会は、別記様式第9に示す変更調査結果通知書により届出者に変更調査の結果を通知するものとする。

2 協会試験方式

(1) 申請及び申請の受理

協会試験方式による試験確認の申請及び申請の受理手続きは、前1(1)に準じるものとする。

(2) 供試品の指定

協会は、申請書類を審査した後、協会の職員を申請者が指定する場所に派遣し、運搬容器の購買管理及び保管管理等について実地調査させるとともに、試験確認申請に係る型式の運搬容器について供試品を指定させるものとする。

(3) 供試品の搬入、性能試験等

ア 申請者は、協会により指定された供試品を試験可能な状態（洗浄等を含む。）にして、協会の指定する場所に搬入するものとする。

イ 協会は、前アの供試品について性能試験を行う。

ウ 試験の終了した供試品は、申請者において速やかに引き取るものとする。

(4) 試験結果の通知

協会は、前(3)の性能試験の結果、供試品が安全性能基準等に適合しており、かつ、購買管理体制等が有効に機能し、安全性能基準等に適合する運搬容器を継続して使用し、販売し、又は輸入することができることを認めた場合は別記様式第2に示す運搬容器試験確認結果通知書に「適合」である旨を記して、その他の場合は同通知書に「不適合」である旨を記して、試験確認結果を申請者に通知する。

(5) 試験確認不適合の場合の再申請

試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が改めて試験確認を受けようとする場合は、前(1)により再度協会に申請を行うものとする。この場合、前回の試験確認において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

(6) 表示

前(4)の通知により、安全性能基準等に適合している旨の通知を受けた者は、試験確認を受けた型式の運搬容器に第7、1に定める表示を付すことができる。

(7) ラベルの交付申請等

ア 第7、1(1)に定める表示を付そうとする場合は、別記様式第3に示すラベル交付申請書に表示管理計画書を添えて、協会にラベルの交付申請を行うものとする。

イ 協会は、前アの申請に係る表示管理計画書を審査し、適正にラベルの管理が行われると認められるときは、第6、1(2)に定める手数料(実費)を申請者に請求するものとする。

ウ 前イの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会の請求した手数料を振り込まなければならない。

エ 協会は、手数料の振込が確認されたときは、申請者にラベルを交付するものとする。

(8) 表示の登録申請等

ア 第7、1(2)から(5)に定める表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第4に示す表示登録申請書に、表示管理計画書、表示の諸元、図案等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請しなければならない。

イ 協会は、前アの登録申請に係る表示が第7、2から5までに定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録するものとする。

ウ 協会は、表示を登録したときは、その旨を別記様式第5に示す表示登録通知書により申請者に通知する。

エ 前ウの通知を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器ごとに、その

製造状況を記載した帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

(9) 定期性能調査

ア 試験確認を受けた者が、引続き試験確認を受けた型式の運搬容器を使用し、販売し、又は輸入する場合は、当該型式の運搬容器の使用数、販売数又は輸入数が協会が指定する個数以下ごとに（年間使用数、販売数又は輸入数が協会が指定する個数に満たない場合は年1回）運搬容器の定期性能調査を受けなければならない。

イ 定期性能調査を受けようとする者は、別記様式第6に示す定期性能調査申請書により協会に申請するものとする。

ウ 協会が定期性能調査を行う場合は、事前に申請者に対し、実施期日その他定期性能調査を実施するにあたり必要な事項を通知するものとする。

エ 定期性能調査は、協会がその職員を申請者が指定する場所に派遣して、試験確認された型式の運搬容器の出荷状況の確認及び供試品の指定等を行わせるとともに、協会において性能試験を行うものとする。この場合の手続きは、前(2)及び(3)に準じる。

オ 協会は、別記様式第7に示す定期性能調査結果通知書により定期性能調査の結果を申請者に通知する。

(10) 再定期性能調査

ア 定期性能調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、前(9)イにより、改めて定期性能調査の申請を行うことができるものとする。

この場合、前回の定期性能調査の不適合の原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。

イ 協会は、前アの申請があったときは、申請書類を審査のうえ、前(9)ウ及びエに準じて、改めて定期性能調査を行う。

ウ 協会は、別記様式第7に示す定期性能調査結果通知書により再定期性能調査の結果を申請者に通知する。

(11) 製造設備等の変更届、変更調査

ア 試験確認を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器の製造者がその製造工程若しくは製造方法又は検査設備若しくは検査方法を変更したことを知ったときは、別記様式第8に示す変更届により当該変更の内容を遅滞なく協会に届出なければならない。

イ 変更届をした者は、協会が軽微な変更と認めた場合を除き、協会の確認を受けなければならない。

ウ 協会は、軽微な変更と認められる場合を除き、届出者が指定する場所に協会の職員を派遣し、変更調査を行わせるものとする。

エ 協会は、変更調査を行う場合は、第6、1(1)に定める手数料を届出者

に対し請求する。

オ 前エの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に請求額を振り込まなければならない。

カ 前ウの変更調査は、当該変更後に製造された運搬容器の設計仕様を確認するとともに、供試品を指定し、当該供試品について性能試験を実施すること等により、変更後に製造された運搬容器が既に試験確認されている型式の運搬容器と同等の評価をすることができるかどうかの確認を行うものとする。

この場合、供試品の指定及び搬入並びに性能試験等の手続きは、前（２）及び（３）によるものとする。

キ 協会は、別記様式第９に示す変更調査結果通知書により届出者に変更調査の結果を通知するものとする。

3 委託試験

（１）立会試験方式による試験確認を受けようとする者が試験確認に係る性能試験設備の一部を持たない場合、当該申請者は、性能試験の一部を協会に委託することができる。

（２）性能試験の一部を協会に委託しようとする者は、別記様式第１０に示す委託試験申請書に委託試験に係る運搬容器の仕様書、設計図等を添えて協会に申請するものとする。

（３）前（２）の申請をしようとする者は、第６、１（１）に定める手数料を協会が指定する銀行口座に振り込まなければならない。

（４）協会は、前（２）の申請を受理した場合は、協会の職員を申請者の指定する場所に派遣し、供試品を指定する。

（５）申請者は、協会により指定された供試品を試験可能な状態（洗浄等を含む。）にして、協会が指定する場所に搬入するとともに、試験が終了した場合には、当該供試品を速やかに引き取るものとする。

（６）協会は、委託試験の結果を別記様式第１１に示す委託試験結果通知書により申請者に通知する。

（７）委託試験を受けた者が試験確認に係る手続きを行う場合において、試験確認申請書に前（６）の委託試験結果通知書を添付した場合は、当該通知書で協会が安全性能基準等に適合しているとした試験項目の性能試験を免除するものとする。

4 予備審査

（１）試験確認を初めて受ける申請者は、別表に掲げる書類に関し、その整備状況について予備審査を受けることができる。

（２）予備審査を受けようとする者は、別記様式第１２に示す予備審査申請書に予備審査を受けようとする書類を添えて協会に申請するものとする。

（３）前（２）の申請を受けようとする者は、第６、１（１）に定める手数料を協

会が指定する銀行口座に振り込まなければならない。

(4) 協会は、予備審査の結果を別記様式第13に示す予備審査結果通知書により申請者に通知する。

(5) 予備審査を受けた者が試験確認に係る手続きを行う場合において、試験確認申請書に前(4)の予備審査結果通知書を添付した場合は、試験確認に係る書類審査において、当該通知書で協会が適当であると認めた書類についての審査を免除するものとする。

5 通知書の再発行

試験確認を受けた者は、別記様式第14に示す通知書再発行申請書により、通知書の再発行の申請をすることができる。

6 その他

(1) 試験確認を受けた者は、この規程により協会が発行した文書を改ざんしてはならない。

(2) 試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じたときは、遅滞なく別記様式第8に示す変更届により協会に届出なければならない。

ア 企業又は試験確認に係る事業所の名称

イ 代表者

ウ 試験確認に係る事業所の住居表示

エ 上記以外で協会が必要と認めた事項

(3) 協会は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認めたときは、試験確認を受けた者に対し、関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に、関係のある場所に立ち入り、製造方法、検査方法若しくは試験確認済証の管理状況等を調査させ、質問させることができるものとする。

(4) 協会から前(3)の関係ある場所への立ち入り、調査及び質問を求められた者は、正当な理由の存しない場合は、これに応じなければならない。

(5) 協会から前(3)の資料の提出又は書面による報告を求められた者は、協会が指定する期限内にこれに応じなければならない。

(6) 試験確認に用いる機器は、公的検査機関が発行した精度に関する証明書を有するもの又は協会の職員が試験を実施するうえで十分な精度を有すると認めたものでなければならない。

(7) 性能試験の実施において供試品等を滅失又はき損しても、協会はその責を負わないものとする。

第6 手数料等

1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 試験確認等

ア 第5、1から3までに定める試験確認（イに定める場合を除く。）

同一型式ごとに次の（ア）に掲げる基準額に、申請事項に応じて、
（イ）に掲げる事務処理等に係る指数及び（ウ）に掲げる性能試験に係る
指数を加算して算出した数値を乗じた額（予備審査を受けたものにあつて
は、当該額から44,600円を減じた額）

(ア) 基準額

89,300円

(イ) 書類審査、変更調査、現地調査等の事務処理に係る指数

| 試験確認方式 | 申請項目 | 指数 |
|--------|--------------|-----|
| 立会試験方式 | 初 回 | 0.7 |
| | 初回不適合の場合の再申請 | 0.5 |
| | 定期性能調査 | 0.6 |
| | 再定期性能調査 | 0.5 |
| | 変更調査 | 0.4 |
| | 委託申請 | 0.4 |
| 協会試験方式 | 初 回 | 0.6 |
| | 初回不適合の場合の再申請 | 0.4 |
| | 定期性能調査 | 0.5 |
| | 再定期性能調査 | 0.4 |
| | 変更調査 | 0.4 |

(ウ) 性能試験に係る指数

① 立会試験方式（変更調査時の性能試験を含む。）

| 試験項目 | 指数 |
|-----------------|----------|
| 落下、気密、内圧、積み重ね試験 | 1.4（0.7） |
| 落下試験を含む3種類 | 1.2（0.6） |
| 落下試験を含む2種類 | 0.8（0.4） |
| 落下試験のみ | 0.4（0.2） |

(注) 括弧内は、再申請又は2回目以降の場合とする。

② 協会試験方式(変更調査時の性能試験を含む。)

| 試 験 項 目 | 指 数 |
|-----------------|-----|
| 落下、気密、内圧、積み重ね試験 | 2.3 |
| 落下試験を含む3種類 | 2.0 |
| 落下試験を含む2種類 | 1.5 |
| 落下試験のみ | 1.0 |

③ 委託試験

| 試 験 項 目 | 指 数 |
|-------------|-----|
| 落 下 試 験 | 1.0 |
| 気 密 試 験 | 0.5 |
| 内 圧 試 験 | 0.5 |
| 積 み 重 ね 試 験 | 0.8 |

イ 協会試験方式又は委託試験における性能試験(準備を含む。)において、恒温室、恒湿室、不凍液若しくは特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合

前アに定める手数料に実費を加算した額

(2) 第5、1(5)イ及び2(7)イに定めるラベルの交付

実費

(3) 第5、1(6)ア及び2(8)アに定める表示の登録申請

5型式以下ごとに、27,100円

(4) 第5、4(3)に定める予備審査

44,600円

(5) 第5、5の通知書の再発行

1部につき970円

2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 外国で行う試験確認に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第7 試験確認の表示

1 表示の種類

試験確認に係る表示は、次のいずれかとしなければならない。

(1) ラベル（協会が交付するラベルに限る。）

(2) 印刷（協会に登録したものに限る。）

(3) 吹き付け（協会に登録したものに限る。）

(4) 押印（協会に登録したものに限る。）

(5) 打刻（協会に登録したものに限る。）

2 表示事項

前1(2)から(5)の方法による表示は、次の事項が記載されたものでなければならない。

(1) 「試験確認済証」及び「危険物保安技術協会」の文字並びに協会のマーク

(2) 収納する危険物の状態

液体危険物を収納するものにあつては「L」と、固体危険物を収納するものにあつては「S」と記載すること。

(3) 収納できる危険物の区分

すべての危険物を収納できるものにあつては「X」と、危険等級Ⅱ又はⅢの危険物を収納できるものにあつては「Y」と、危険等級Ⅲの危険物のみを収納できるものにあつては「Z」と記載すること。

(4) 試験比重（小数点第二位以下を切り捨てた値）

(5) 試験内圧

ア 単位は、KPaとし、数値（小数点第三位以下を切り捨てた値）のみを記載すること。（単位の記載は不要とする。）

イ 内圧試験を実施していない容器にあつては、「N」と記載すること。

(6) 許容質量（内装容器を収納する容器及び固体を収納する容器に限る。）等

ア 単位はNとし、数値のみを記載すること。（単位の記載は不要とする。）

イ 内装容器を収納する容器にあつては、許容質量の後に「C」と記載すること。

(7) 型式番号又は型式記号

協会が指定する型式番号又は型式記号を記載すること。

3 表示方法

(1) 表示は、容易に消えない方法により行うこと。

(2) 文字の色は、原則として黒色とすること。

4 表示位置

表示の位置は、外装容器の見やすい位置とすること。

5 表示の大きさ

(1) 表示の大きさは、任意とする。

(2) 協会のマークの大きさは、原則として外径20ミリメートル以上とすること。

6 表示例

(1) ラベル以外のもの

表示例は、別記1のとおり。

(2) 協会が交付するラベル

表示例は、別記2のとおり。

第8 表示の管理

1 試験確認の表示の管理

試験確認を受けた者は、試験確認の表示について、次に掲げるところにより厳正に管理しなければならない。

(1) 表示管理責任者の選任

(2) 協会から交付を受けたラベル及び表示の原版等の保管管理体制の樹立

(3) 登録した表示を付した運搬容器数の把握

(4) 協会から交付を受けたラベルの受領年月日、受領枚数、貼付年月日、貼付枚数、残枚数及びラベル番号の把握

2 試験確認を受けた者は、前1に掲げる事項について、帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合（実地調査において協会の職員が要求した場合を含む。）にこれを提示しなければならない。

3 試験確認を受けた者は、試験確認の表示を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

また、試験確認の表示を他人に占有されたとき（盗難等を含む。）は、直ちに協会に通知しなければならない。

第9 試験確認の取消し等

1 協会は、試験確認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当するときは、試験確認に適合した旨の通知を取り消し又は撤回することができる。

なお、この場合において、手数料等は、原則として返戻しないものとする。

- (1) 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたことが判明したとき
 - (2) 真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害したとき
 - (3) 協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるとき
 - (4) この規程に違背し、違背の内容につき、申請者に悪意又は許容し難い重大な過失があると認められるとき
 - (5) 試験確認を受けた者以外の者に試験確認の表示を占有されたとき
- 2 協会は、次に掲げる事態が発生したときは、試験確認に適合した旨の通知を撤回することができる。
- (1) 試験確認を受けた者が第5、1(7)ア又は2(9)アに規定する定期性能調査を受けなかったとき
 - (2) 試験確認を受けた者が第5、1(9)イ若しくは1(10)イ又は2(11)イに規定する確認を受けなかったとき
 - (3) 試験確認を受けた者又はその関係者がこの規程に違背したとき
- 3 協会は、前1、2に規定する取り消し又は撤回を行おうとするときは、原則として、あらかじめ、その旨を試験確認を受けた者に通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前1又は2に規定する取り消し又は撤回の通知を受けた者は、該当する運搬容器に第7に定める試験確認の表示を付してはならない。
また、既に付した当該表示を抹消しなければならない。
- 5 前1又は2に規定する取り消し又は撤回の通知を受けた者は、残存する、第7、1(1)に定める表示を速やかに協会に返納しなければならない。
なお、この場合において、協会は返納された当該表示に係る代金を原則として返戻するものとする。
- 6 協会は、次に掲げる事態が発生したときは、該当する、第5、1(5)又は2(7)の規定に係る表示の登録を抹消することができる。
- (1) 前1又は2に規定する取り消し又は撤回があったとき
 - (2) 協会から試験確認に適合した旨の通知を受けた者が廃業した事実が判明したとき
 - (3) 表示の登録を受けた者から当該登録の抹消に係る申請があったとき
- 7 前5に規定する表示の登録に係る抹消の通知を受けた者は、当該登録に係る表示(当該表示の原版等を含む。)を速やかに回収し、適正に処分しなければならない。

第10 申請の不受理

協会は、次の1に該当する申請については、これを受理しないことができる。

- 1 申請者が禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者である場合
- 2 申請者が第9、1に規定する取り消し又は撤回を受け、3年を経過していない場合

- 3 第9、1に規定する取り消し又は撤回を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- 4 申請者又はその関係者が刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終った日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- 5 試験確認を行うことが不相当であると認められる場合

第11 雑 則

この業務規程を運用するにあたり必要な事項は、細則で定める。

附 則

- 1 この業務規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日危保規程第10号）

- 1 この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月13日危保規程第15号）

- 1 この業務規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第16号）

- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（令和3年10月20日危保規程第18号）

- 1 この業務規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表

| 区 分 | 備 考 |
|------------------------------------|-------------------------|
| 1 商業登記簿謄本 | |
| 2 運搬容器に係る社内規格一覧 | |
| 3 運搬容器の仕様書、設計図 | 運搬容器製造者が作成したもの |
| 4 運搬容器の製造業者の所在、名称 | |
| 5 運搬容器の購入時等における品質確保方法の概要（購買規程等の概要） | |
| 6 試験・検査成績表 | 運搬容器製造者が実施したものを含む。 |
| 7 性能試験設備要目表 | 立会試験方式の場合 |
| 8 性能試験設備の保守管理の概要 | 立会試験方式の場合 |
| 9 性能試験実施要領 | 立会試験方式の場合 |
| 10 危険物の充填、包装等の作業概要 | 工程管理図等を含む。 |
| 11 危険物運搬時の事故対策要領 | 事故防止、事故時の措置フローチャート等を含む。 |
| 12 運搬容器の購入、販売又は輸入実績表 | 過去1年間を月別に集計したもの |
| 13 運搬容器に係る苦情処理体制の概要 | クレーム処理フローチャートを含む。 |

(注) 上表中、10、11については、申請者が運搬容器の販売又は輸入を業とする者の場合は、添付を要しない。

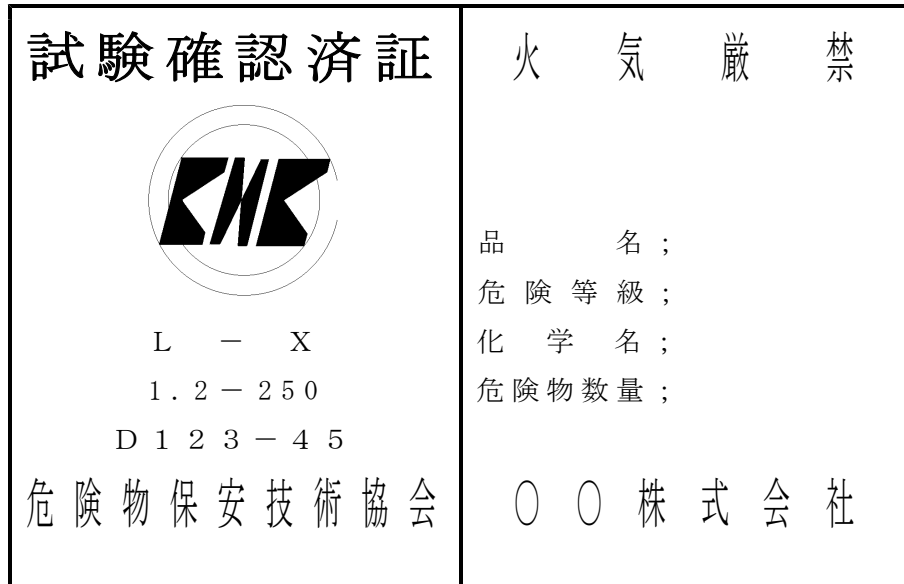
別記 1 登録表示例

(例 1) 液体の危険物を収納するもの

(例 2) 固体の危険物を収納するもの



(例 3) 他の表示を合わせて行う場合



別記2 協会が交付するラベルの表示例

(例1) 液体の危険物を収納するもの

(例2) 固体の危険物を収納するもの

